

定忠治

山本元

土

K936
Y31
382

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
mm JAPAN



X936
Y31
288

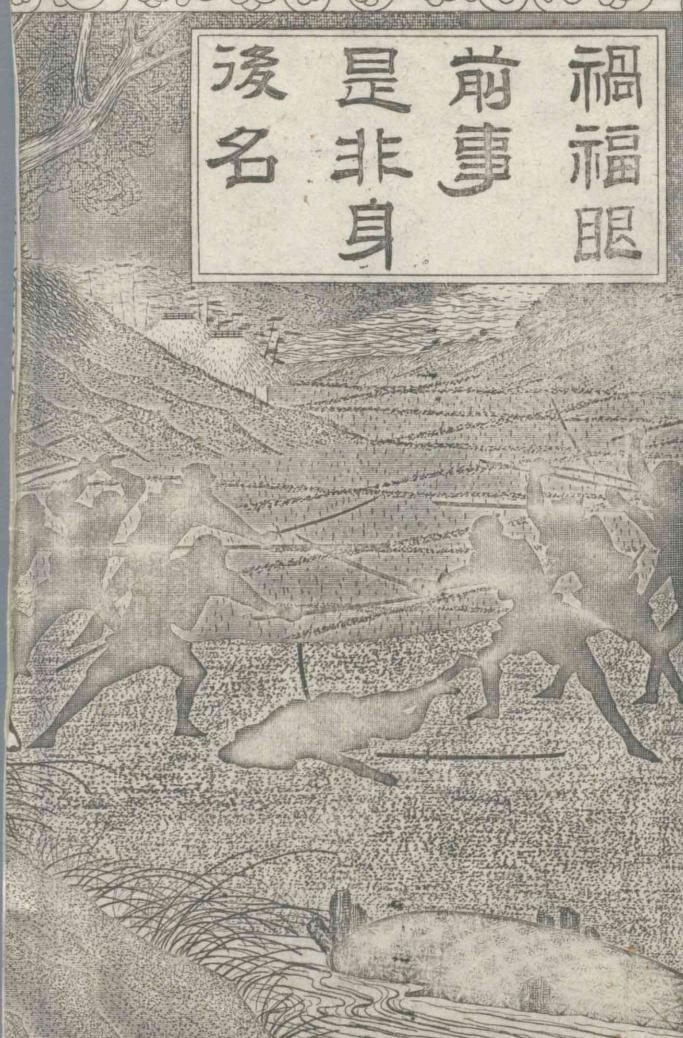
明治繪入小說
金壽堂藏

務遠畧不
求小近利

國定忠治

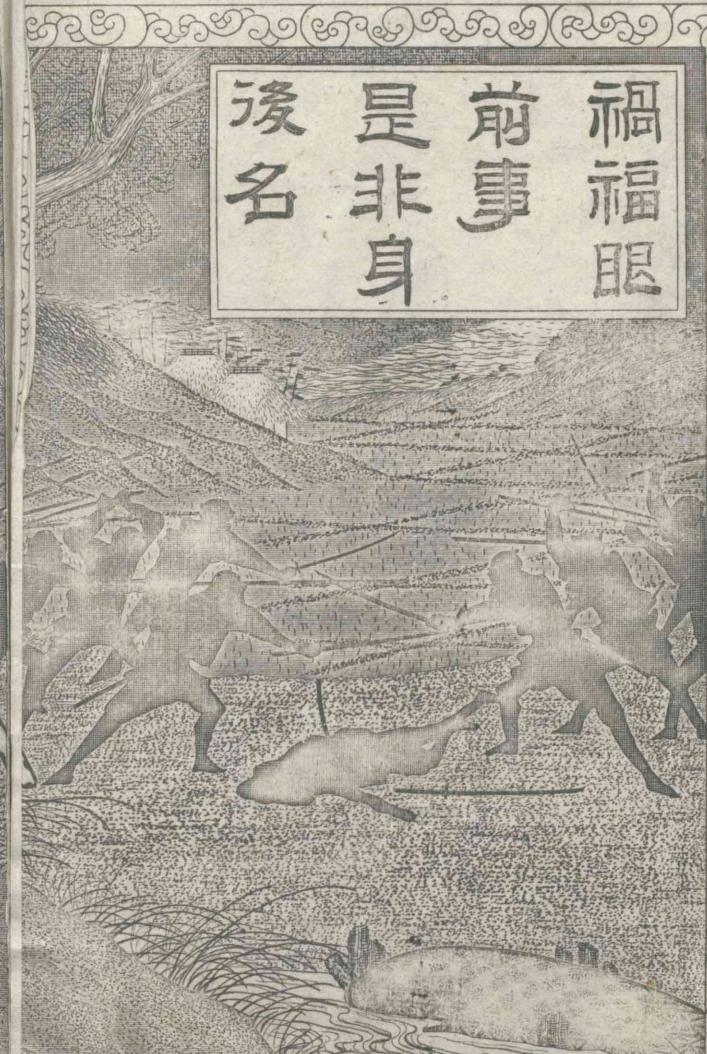
忠治

禍福眼
前事
是非身
後名



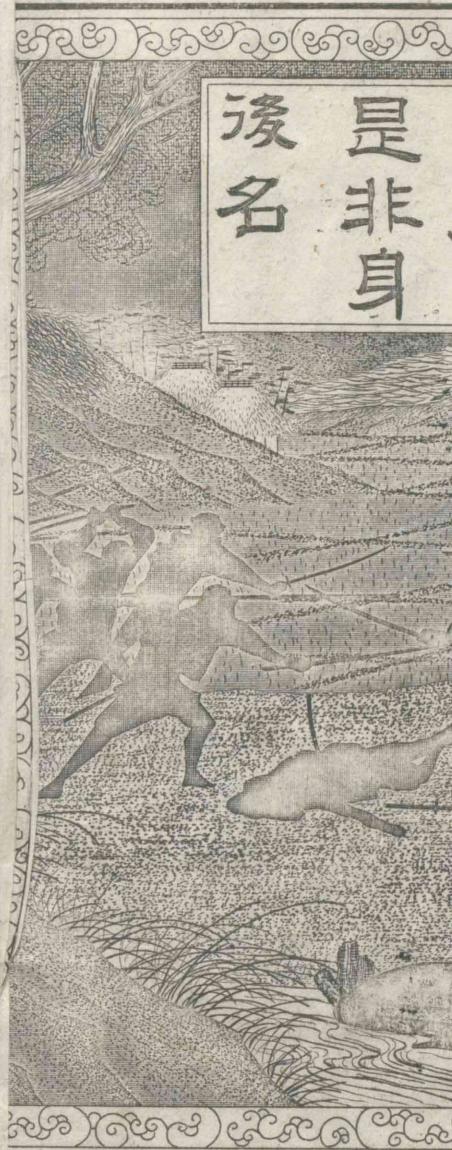
禍福眼
前事是非身
後名

國定忠治





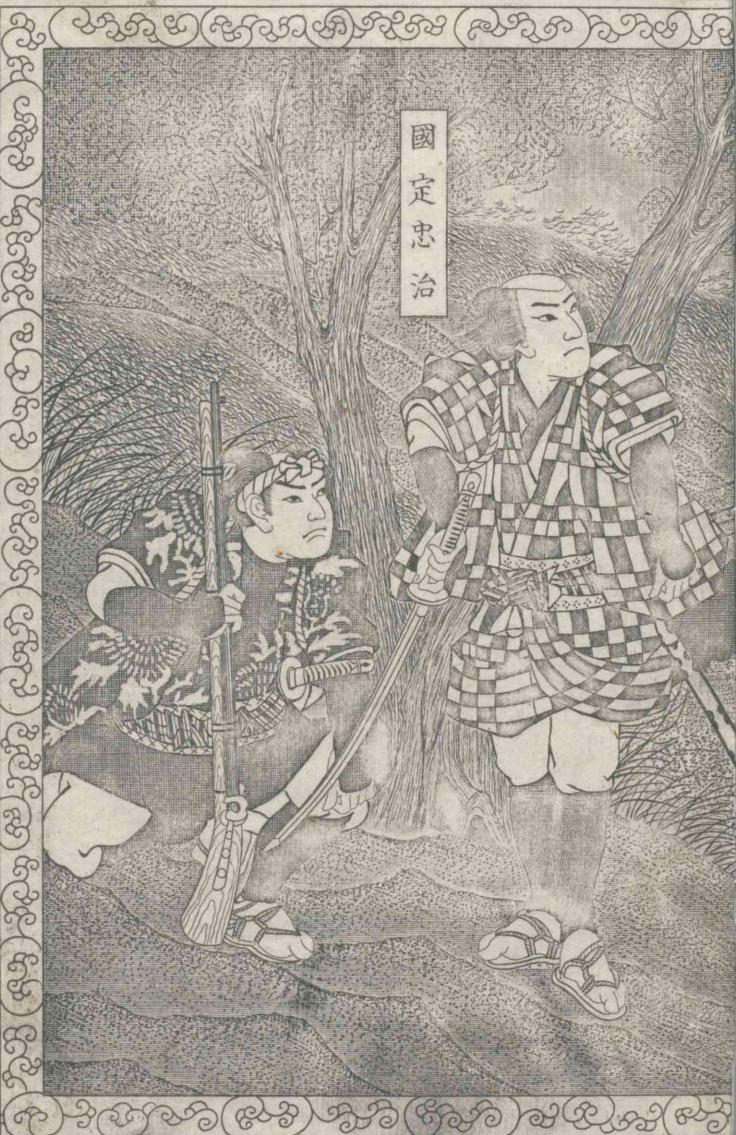
是非身
後名



一時杖
心不可
一日墜
處不可



國定忠治



忠治

強欲非道の財を奪て正直無辜の貧人を救ふ世俗是を義賊云既に賊の名有上ハ稱すべきにあらず然し一身の英華を計る鼠賊ふ比ぶれ少しく異なる所あり慶長の石川五右工門貞享の因幡小僧延享の日本左工門天明の神道徳次郎何れも名高き者成が夫に續て嘉永年間人に知られし一賊有其素性を尋るに上州佐位郡國定村に忠助と云百姓あり妻を伊代と云先代迄ハ相應小暮せしが忠助の代ふ至り身代大ひに衰へ夫婦まづし暮す中に遂小一子を産けしが其名を忠治と呼せたり此兒成長し六七歳の頃より近隣の小兒と遊ぶ時ハ疵を附到る處喧嘩口論為ざるハなし兩親ハ忠治の行ひを見て大に歎き女房と相談して高畠村の彦助ハ妻の兄ある故に彼方に委細の事を語て糺明致させ呉れる様頼を預けしが忠治ハ其後彦助夫婦のすきを伺ひ金を取出し同所の重助方へ至り見れば大勢集りて博奕を始め居たり忠治打交りるさんと先金を檢めんと出し見れば二朱ふて九ツあり其中一つを錢小替て勝負をあしけるに天運小や叶ひけん暫



強欲非道の財を奪て正直無辜の貪人を救ふ世俗是を義賊と云既に賊の名有上へ稱すべきにあらず然し一身の英華を計る鼠賊ふ比ぶれど少しく異なる所あり慶長の石川五右工門貞享の因幡小僧延享の日本左工門天明の神道德次郎何れも名高き者成る夫に續て嘉永年間此人に知られし一賊有其素性を尋るに上州佐位郡國定村に忠助と云百姓あり妻を伊代と云先達迄ハ相應小暮せしが忠助の代より身代大ひに衰へ夫婦まづしく暮す中に遂小一子を産けしが其名を忠治と呼せたり此兒成長し六七歳の頃より近隣の小兒と遊ふ時ハ疯を附れる處喧嘩口論為るハるし兩親ハ忠治の行ひを見て大に歎き女房と相談して高畠村の彦助ハ妻の兄ある故に彼方に委細の事を語て糺明致させ呉れる様頼を預けしが忠治ハ其後彦助夫婦のすきを伺ひ金を取出し同所の重助方へ至り見れば大勢集りて博奕を始め居たり忠治打交りあるさんと先金を檢めんと出し見れば二朱ふて九ツあり其中一つを錢小替て勝負をあしけるに天運ふや叶ひけん暫

時の内ニ兩程勝を得たり忠治大ひに悦び彦助方へ帰り前の金を元の所へ密小納め夫より又諸々ふて勝負を成し勝を得て三拾兩程持居たり忠治ハ我親の許ふ至りし所父ハ留守故母に金包を渡し是ハ伯父様が届けると云何れ伯父様が後に飛立計りに嬉しき面相して夫が帰宅を待居し處忠助程あく帰りければ兄彦助より金を貸呉たる云々の由を語りけり忠助ふ志んに思ひ居ゆる處其翌日忠治來りハイお使と彦助よりの手紙を出しける故抜き見るに此頃ハ忠治家に居る事ある傳矣

を為し三拾兩も勝大に驚き忠治に向ひさまじく母ハ何やらん夫の顔を防守り物を言ひず有ける

次



忠助涙を拂ひ汝

少年の身として大
膽ふも博奕をみし三
勝を得たるよし此行
存じ今日限り預り
父よりの手紙汝博奕の元手ハ何
方より取出したぞ明白に申じ
と言ふに母ハ初めて
を引寄て何程の元錢にて何方に
て勝たるを明白に告げ母に安心させ
よと云に忠治ハ泰然として言ふ
よふ伯父君より小遣にて貰ひし
二百文夫を元手に近所の友達と
道中双六長半廻り胴する程の所
勝登り其後大人計ふて我を目當
に打掛けるに勝負ハ時の運ふて



我一人勝通し三拾兩余を得たり
素より盜もし金にあらば博奕に勝た
る金遣ひ難しと言玉つゝ残らば返し玉へ木手にし
て百兩少して見すべしと云ふ兩親へあきれ果て口を
閉て居たりける板も父忠助ハ其年七月より病に罹り終に
身まゝうけろ其翌年の春忠治ハ御名石の傳吉方へ到り見
るに奥の一間ハ錢の山金ヶ花咲計あり忠治口切に張しに打
負けく何しも名高き博奕の多勢に呑れ思の外打負けばん
やりとして帰る途中湯河原の並木に掛るに旅人と覺しき者を
二人の凶徒取て既に危き有様に忠治ハ刃を振り上けたる凶
徒を捕て三間余り投付たれば木の根にあをらを打あ
てうんと
たり忠
拝み
云皆

計りにもん絶す此勢ひふ今一人ハ一散に逃失
治ハ旅人を抱起し怪我ハあきやと尋ねれば旅人ハ忠治を伏
誠に足下ハ命の親なり我ハ越後の荒物屋にて吉田傳助と
なり江戸店より急用小て為替の金二百兩を持参して来る
處何より付られけん爰ふて金を奪されしが命に替る次へ

お千代

宝なし足下へ何れの御方姓々
承り度と云忠治ハ我者國定の忠治あり
然し二百兩ハ安心し玉へと彼の賊を帶
ふて縛り活を入れば忽ち息ふき返した
り此より賊を引連れ傳助を我家
けり斯くて彼の賊を梁に釣上げ
棒にて厳しく打ければ賊も堪え兼
親分待ち玉へ白状すべし我莘兩人

越後坂戸山迄参る者彼所みて金を
奪ひ今一足みて逃る處親分に出
合しは是天命あり何卒免し玉へられ
と云ふ忠治又云汝何國の誰の子
分誰と云ふぞ白状せよと云ければ
前の苦痛に絶ざりけん信州輕井沢模山の
鳴神音右工門が子分元へ江戸生れの大工小
猿の傳吉と云ふ者又同道の者へ鴉目早助と云者

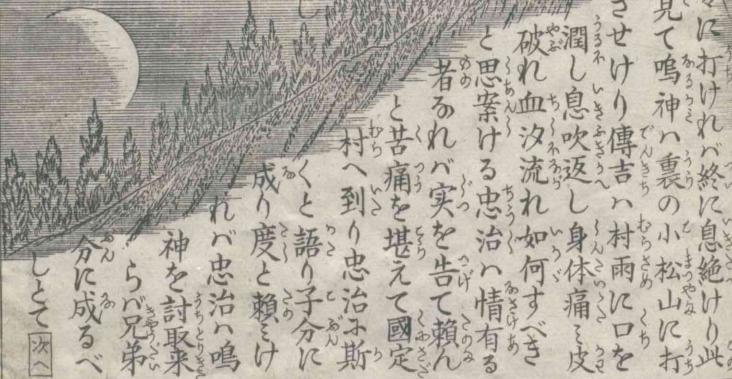


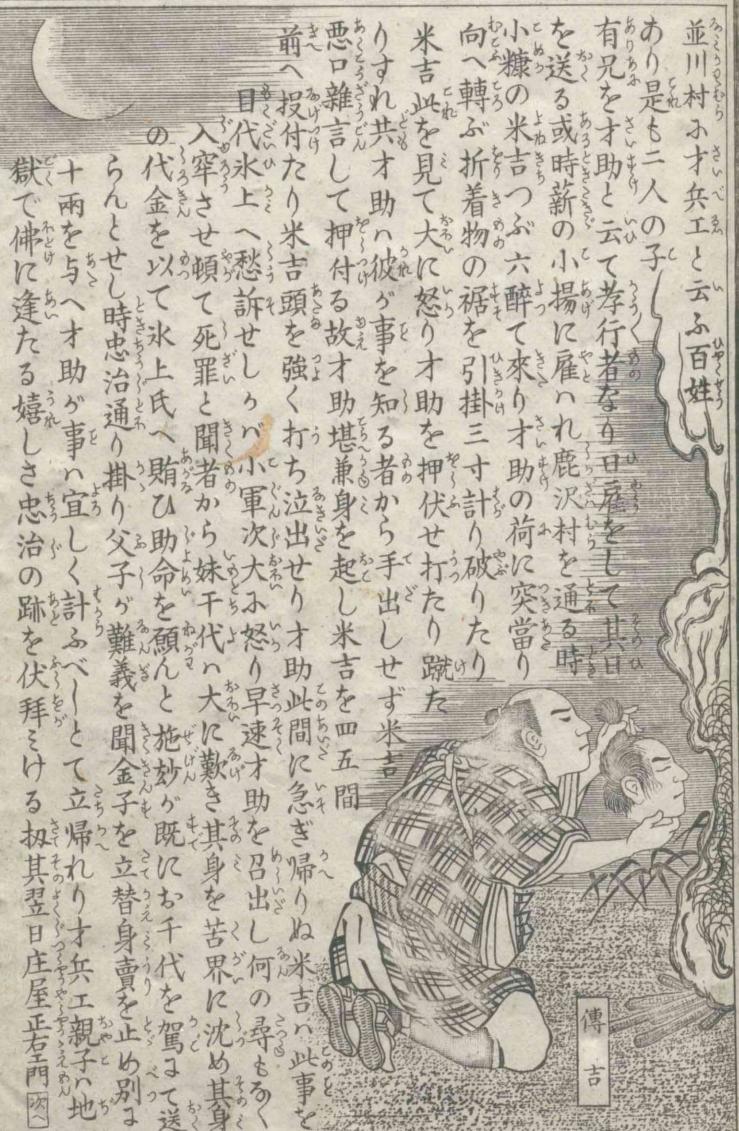
小手音右工門が兄弟分にて當國深次の天頭八
五郎方に止宿せし由を語りければ先傳吉を下し
庭の柱に縛り置其夜忠治ハ大佛小八を呼寄傳助ヲ
金を奪れし事の一伍一什を語り其外四五人をかこ
らひ深沢差して急ぎ行參に鴉目の早助ハ二百兩を得
て悦び其翌日傳吉と約せし吉田の伊勢屋迄赴き
と清光寺の門前へ掛ると藪蔭より六人の踊り出前
後より早助を取囲ミ忠治の云よふ汝大賊前夜
湯河原並木に於て旅人を悩し二百兩を奪ひ取
りし曲者縛を受まと呼りけり早助大いに
驚きろけんせしと思ひ寄れば切らんと身構へ
たり其れと下知して何んなく生捕たり板其翌日
忠治を始め六人の子分等立帰り来るに傳助大ひに悦び忠
治ハ種々の物語をなし取戻せし二百兩を傳助に渡しける又傳助ハ彼の二百兩
にのしを付て忠治の前に差出して云よふ親方我ハ危き命を助かり金返ろハ
此上もろき幸ひあり各々方へ一樽をも奉るべきに急ぐ旅の事あれば是を

米百俵を買取り國定村より始め
夫々へ手分をなし配分せり
板も鳴神音右工門ゲ子分小
猿の傳吉鴉目早助ハ忠
治の情により命を助ら
れ其上金近貰ひ立帰る早助ハ道
ふて別れ傳吉一人模山へ帰り音
右工門が前に返書を出で音右工
門ハコヤ小猿よ汝云々の事あり
て忠治の捲問に掛り早助ハ事
立帰るア大腰ぬけめ其肝玉
で何事う仕出さん野呂八
鉢平折かんせよと下知
すれば心得たりと棒
追取り捕押て二人



御西るし給るはるべし
と暇を告て立出けり松も去
已年の頃より打續き諸國饑饉にて
五穀實らば米一升不付錢三百文より三百丘
拾文となりされば僕の働くて其日を送る
者ハ子を捨又見めよき娘ハ遊女に賣渡し
往来に飢人打斃れ或ハ水に投するもあり公儀又
ハ國の守より御救ひを下され富有的町人も力を合し
施行する者あり忠治ハ倩思ふよふ我不義の働くて
行と雖も美食にあき何不足と云事ある今世上の人
困窮日に迫り餓死する者多し我罪障消滅の為に
施行すべしとて先菩提所に至り先祖代々の施餓鬼
を行ひ寺僧をねぎらひ夫友達を集め人民救助
の事を語り我家財を賣拂ひ百兩と成ければ是にて。



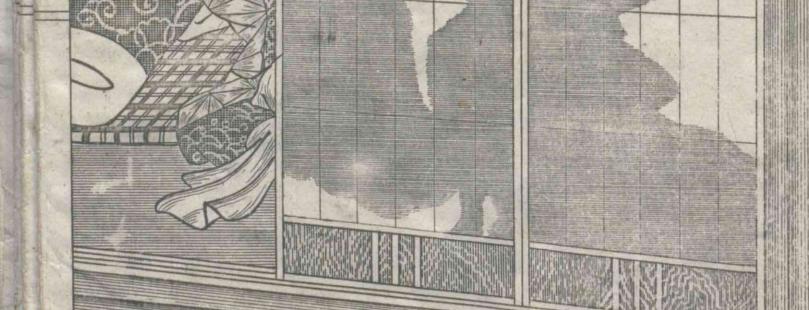


忠治

あ、たゞしく入來り。唯今御目代より下役衆参られ。昨夜小軍治方へ何者う忍入。九百兩余刀脇差衣類。近奪ひ罪人才助をも奪ひて逃失たりと云ふ。板小猿の傳吉は信濃國追分なる今井小藤太と云方へ身を寄せ養生せしに程なく治したれば、今井へ謝し傳吉ハ鳴神の首を取らんと工風し兼て計畧の品持參し酒肴を調へ鳴神の宅に到り。面會し恭しく礼を述べ親方の勘氣を受け諸々をさまよい居りしが此度江戸表より親の情に御受有て是迄の誤りを免し玉へと云へば、鳴神も言葉を和らげ打解て物語る。



けるうち鉄平酒を持來り傳吉盃を取上。鳴神へ差し夫より鉄平打交り數盃を傾け傳吉かんを直して親分と鉄平ふさし暫様子を伺ふ。鳴神アト叫ぶ鉄平も等しくドウト倒れたり。傳吉冷笑ひ汝兩人地獄の土産に聞すべく先頃ハ我を深く恥しめ鉄平野呂ハ二人に言付散々に打擲せし恨を今返すそと立上り床間の刀掛けの業物を取より早く鉄平が首を切り鳴神が後小廻り刀振上切らんとするに鳴神身体疲れ自由並川村の孝子才助を救ひ間道より辛じて家に帰り先安堵の思ひるし忠治ハ酒ねば只恨しげに白眼のそ傳吉首を搔落し二人の首を以て一叢に駆行ぬ。板も忠治へ肴を調させ才助に盃を進め重立たる子分稻荷の九郎助を初め八九人引合せ。



提さげて入いり來きり忠治ちゆうじを始はじめ一同いっとうに會あつ釈しゆくして一伍いっす一什いっしを物語ものがたりり御牢ごらう捨すて下おろされ度どと二ツの首くびを差出さしだば一座いざわの者もの大おほに果たまれたり忠治ちゆうじハ首くびを篤こだと見みて天明あまみ出来あつたり傳吉でんきち今いまより約定よくていの如やく生死せいしを共ともに樂うきねべしとて先印さきいんの盃はいを汲く出し扱あつか其首そのくびを裏うへの敷ひらに埋うずきめ來きてもうか呑のべしと云いふ傳吉でんきち首くびを持もて出行こうぎょうけり去程よこそに鳴神なるかみ方がたふてはい大勢だいせいの子こ分ぶん帰かり來きるに親分おやぶんと鉄平てつひらの殺ころれし上うへ鳴神なるかみヶが秘藏ひざまの刀と盜ぬすまれしを見て大おほに驚おどき獨ひとりり子こ分ぶん竹五郎たけごろう心こころに思おもふ様よう彼國定かれこくていの忠治ちゆうじハ近代きんだいの豪傑ごうせき小こして又肩またんを並ながべる者もの有あべからばべからば彼かれ子こ分ぶん青あおの三藏さんざまが殺ころし手て也やと訴うそ出だづればひづれば必定ひづれ三藏さんざまハ召めざ捕つかれ忠治ちゆうじハ陰かげまふ罪ざいより入牢いりらうと成なるべし左さ様ようあらさる前まへに一いつの計策けいさくあり小こてへ成難なし元山もとやまの樅松ひばりを加勢かぜいに賴のみ大おほ



者うと彼かれを語はらひ兩人りふじんして國定こくていの日ひ明あし甚ま六方ろっぽうへ到いたり案あん内ないを頼のみ忠治ちゆうじが宅いぢへ來きり其許そのめどの子こ分ぶん青あの三藏さんざまと云い者もの輕井沢かるいざわふて鳴神なるかみが子こ分ぶん薪いの松吉ひのまつ元山もとやま樅松ひばりと口論くろんをし兩人りふじんに捕つかられ庭にわに縛しばられし内うち同類どうるい有あて鳴神なるかみ鉄平てつひら兩人りふじんを討取とうしゆ三藏さんざまを助け出はなしたりし事こと共語こよなりければ忠治ちゆうじ承うけいりして彼かれ兩人りふじんを一間いちまへ伴ともひ酒肴しゅうようを調あへ自じら持も出し平伏ひらぶして云いへる様よう彼かれの三藏さんざまハ子こ分成せいりしが心底こころそこふ叶はひざる故ゆゑ不ふ便びんに存在じ慇いん懃いんの程こ願ねひたし是これハ輕ひるぎ少すくなあがら差さ上じようんと拾あ兩包りょうぱうニ二取出だし竹五郎たけごろうと樅松ひばりが前に押居おひこ鳴神なるかみ見合あわせせ鳴神なるかみが殺ころされし事をこと知しらば取成とりせいし呉くれと頼のむこそ笑わらしと思おもふ忠治ちゆうじへ先まへ益ますをと進すすめ互たがに數盃すうはいを傾かたむけ兩人りふじんハ厚こよく次つぎ

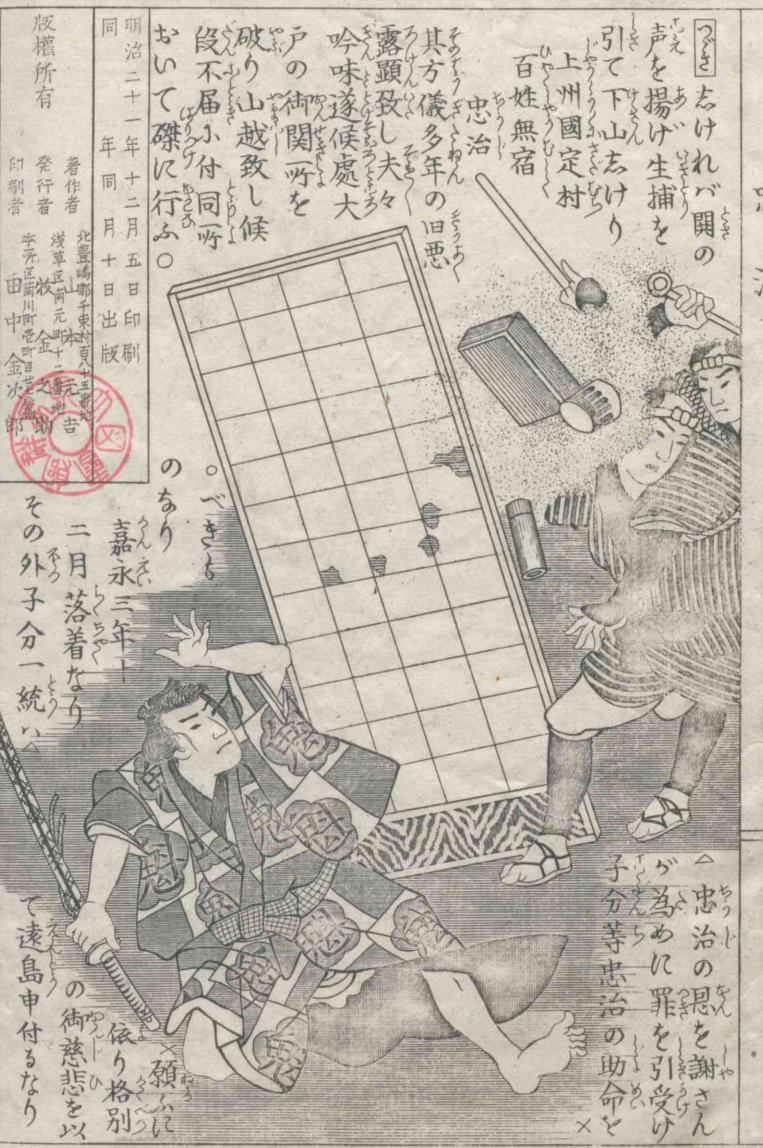


礼を述べて立帰れり忠治ハ直に小八十
藏の兩人示し跡より追駆させ難なく竹五
郎捷松の二人を切教し金子を取り返し立
帰れり此より忠治ハ日光へ参詣せんと一
角小八を連れ立日を重ねて日光山へ登
り参拝し夫より帰路に足利へ廻り同所
小て松島左門花の井を助け國定村へ帰
り斯くて忠治ハ岩窟山へ隠家を拠へ残ら
ば山宅へ引移りて鄉食應あけるが此日の人
數百余人皆々子分小して夫々悦びを述
ける是より忠治の威勢以前に百倍して
事あく日夜榮耀を尽し侠客を旨とし頗
けり或日一角ハ忠治不示し斯く山陣堅固なるも未た配下の
定めを成さば今日各々役儀を定むべしと云ふ忠治もそへ必
要ありと直小評議の上先忠治を頭領とし副頭領を
大久保一角と定め其外要害持場を夫々配當し



其手配り最も嚴重に備へりたれば
何れも丁半の絶間なく日夜歡樂を尽しける去程
に忠治要事次第に關八州へ聞へ捕方をひしくな
りたるふを忠治ハ子分一同に向ひ一ト先山を開
くべしとて夫々丈度をゆし古郷を去る其際
上州大戸の関所を鉄炮切火縄にて破り代
官を切殺し越後国へ落行しが八州の捕方に追立
られ夫より赤城山に立籠りあもく捕方をばや
ましければ八州方も遠巻に山を囲み居たり忠治
も今ハ天命ありとて子分一同を集め最期の酒宴
を催し傾て捕方をなやましき死するも
あり又縛に付者もあり兼て一間へ火を放ち置直
ければ火炎々と燃上りしき捕方内木村久五郎と
なりと花々しく戦ひ終に召捕られけれ
ひ多くの子分も捕方をなやましき死するも

云者忠治を捕へ所々の火を消し止め全く一山平定



版權所有
明治二十一年十二月五日印刷
著作者 印刷者
北豊崎郡千東元本
浅草区新川町常立
田中金次郎
のあり
嘉永三年十二月落着なり
その外子分一統
忠治の恩を謝さん
子分等忠治の助命を
爲めに罪を引受け
て遠島申付るなり

百姓無宿
忠治
其方儀多年の旧悪
露頭致し夫大吟味遂候處大
戸の御関所を
破り山越致し候
段不届小付同所
おいて磔に行ふ。

群馬県立図書館



0667662-1